

秋市選管告示第19号

令和7年4月6日執行予定の秋田県議会議員補欠選挙におけるポスター掲示場の設置場所を次のように定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第4項の規定により告示する。

令和7年3月27日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

(次のよう略)